

独立行政法人国立公文書館の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価表(平成17～21年度)(案)

評価項目	評価
I. 中期目標の項目別評価	
1. 業務運営の効率化に関する事項	1 経費総額について、中期目標の最終年度(平成21年度)に前期中期目標の最終年度(平成16年度)に対して、7%以上削減するとの目標については、平成16年度の既定経費総額1,571百万円に対して、平成2120年度は1,4604,436百万円であり、7.18-6%の減となり、中期目標を達成したことはっている。最終年度に向けて、順調に業務効率化が進められていると評価できる。また、毎年の外部委託等の経費の2%減の目標についても毎年達成したているほか、平成19年度に随意契約見直し計画を作成して着実に取組を進めていることは評価できる。 2 業務・システム最適化については、平成18年度に「業務・システム最適化計画」を作成し、既に目標が達成されているほか、本計画の工程表に基づき、次期デジタルアーカイブシステムの構築が着実に進められていることは評価できる。 3 国家公務員の給与構造改革を踏まえた、役員報酬や職員給与に関する適時適切な見直しが行われていることは評価できる。さらに、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うこととされており、最終年度においてける適切にな実施されたことを評価する。を望む。今後、体制整備に必要なコストを削減することなく、引き続き専門家職員の確保と育成及びその在り方について検討することを期待する。 (A委員) ・効率化を図ることが求められている一方で、平成21年に「公文書管理法」が成立したことを受けて、今後、ますますの体制整備が求められている。 ・体制整備に必要なコストを削減することなく、引き続き専門家の育成と確保を検討することを望む。 (B委員) ・業務運営の効率化に最大限の努力により取り組んでいると高く評価できる。 ・「行政改革の重要方針」に従って常勤職員1名を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組んでいる。 (C委員) ・各業務領域の徹底した見直しによって経費・システム・給与等の効率化が所期の目標を達成したことは高く評価できる。 ・公文書管理法施行へ向けた体制整備の検討が進んだことは評価できるが、その中における専門職員の位置づけに関しては一層の検討が必要である。 (D委員) ・経費総額の減少について、毎年度着実に実現をはかり、総じて大きな業務効率化が進められたと評価できる。 ・平成18年度「業務・システム最適化計画」の目標を達成するだけでなく、次期デジタルアーカイブシステムの構築の推進など、積極的な取り組みがうかがわれる。 ・常勤職員1名の削減を達成。
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	①受入のための適切な措置 移管基準の改正(平成17年度)及び本基準で別途協議・指定することとなっていた「特定の国政上の重要事項等の指定」及び「定期的に作成される行政文書の移管」(平成19年度)の作成に当たって、内閣府に積極的に協力したことは評価できる。また、これら新しい移管基準の下で、各府省と粘り強く交渉を重ね、平成16年度において約6,000冊だった各府省からの移管受入れ冊数が、平成2120年度においては約31,00040,000冊にまで着実に増大してきたことを高く評価する。今後、公文書管理法の施行に向けて、必要となる基準やガイドライン等の作成に、公文書専門官及び公文書専門員を中心とした作業チームによる組織的な取り組みを通して積極的に関与し、質量ともに適切な文書の移管が進むことを期待する。 さらに、平成18年度より司法府と地道に協議を重ねてきた「移管の定め」を締結し、初年度分の文書の移管を実現したことは、公文書管理法の施行に向けたステップとして高く評価できる。今後は立法府との「移管の定め」に向けた積極的な取り組みを期待したい。 また、平成20年度までに、時の経過を踏まえた公開基準の在り方についての検討が終了し報告されたことは、公文書管理法の施行準備のため、時宜を得たものであり、評価できる。 (B委員) 公文書管理法の施行に向けて精力的に準備作業に取り組んでおり、また、平成18年度より司法機関と根気強く地道に協議を重ね、「移管の定め」の締結を実現したことは評価できる。 (C委員) 各府省及び司法府との間で円滑な受入れのための協議が進んだことは高く評価できる。 (D委員) 本中期目標期間中に司法府からの文書移管制度が確立したことはすばらしい成果である。また、現行体制化において、各府省と粘り強く交渉を重ね、行政文書の移管についても毎年度受入を推進してきたことも大きな成果である。

	②保存のための適切な措置 本中期目標期間中において、書庫環境や展示環境の改善を行ったほか、保存対策方針に基づき、適切かつ計画的な修復や媒体変換措置が行われたことは評価できる。 また、電子公文書等の移管・保存・利用の開始に向けて、内閣府と一体となって調査研究を進め、平成23年度のシステム運用開始に向けて着実に取り組みが進んでいることも評価できる。 (B委員) 電子公文書の移管システムの構築を着実に進めており、評価できる。 (C委員) 原資料の保存と媒体変換が計画的に進んだことは評価できる。 (D委員) 環境整備、媒体変換措置、修復、電子公文書の移管についてのシステム構築など、保存状態向上のために必要な措置を毎年度拡充しつつ進行させている。 ③一般の利用に供するための適切な措置 移管冊数が毎年のように増加する中でも、受入から11か月以内に目録作成・公開区分作業を完了して一般の利用に供するという目標を達成し続けたことは、高く評価したい。また従来非公開区分とされていた資料について、見直しに着手し、随時成果を上げつつあることも評価できる。 広報にも力を入れており、特に平成18年度に、館の事業理念の内容を分かりやすくまとめた「パブリックアーカイブズビジョン」を作成し、国立公文書館の社会的な位置づけ・役割を内外に示したことは高く評価したい。また、館のウェブサイトについても、平成19年度に大幅なリニューアルを行ったほか、コンテンツの充実、きめ細かな更新などが行われていることは評価できる。 展示会についても、毎年春・秋に魅力的な展示会を開催し、特に平成17年度春、平成19年度春については期間中1万人前後の来場者を得たことは、公文書の意義を一般に広く知らしめることができたと考えられ、高く評価できるほか、つくば分館において、つくば独自の企画展示や、子供向けの「和綴じ体験」を同時開催するなど、地域に根差し、公文書への理解の裾野を広げる活動に着手したことも評価できる。 適切・迅速な貸出審査が進んでいることや、要審査文書の審査が行われていることについても評価できる。 (B委員) ウェブサイトの頻繁な更新や「子ども霞が関見学デー」への参加等、積極的な広報活動に取り組んでおり、評価できる。 (C委員) 定められた期間内に目録作成や公開審査が行われたことは評価できる。また、特別展や常設展も充実した内容を維持していたことは高く評価できる。 (D委員) 移管冊数が増加する中、目録作成作業を着実に進行し、公開区分の見直しも積極的に行われたことは高く評価できる。展示会や説明会、出前講座の機会を増加して、若い世代の利用拡充を推進していこうとする姿勢も評価できる。 ④デジタルアーカイブ化の推進 平成17年4月より「国立公文書館デジタルアーカイブ」の運用を開始し、所蔵資料の検索機能に加えて資料画像の閲覧も可能な仕組みを整えたことで、中期目標は達成されている。 これに加えて、毎年公文書のデジタル化を進め、平成2120年度末までに868694万コマのデジタル画像の登載を行ったことや、利用者の利便性のために、資料群の整理・データの追加登載・「省庁組織変遷図」や「公文書で見る日本のあゆみ」等の検索補助手段の充実等を進めたことは、デジタルアーカイブ・システムの利用度を高め、公文書の利用を推進したと考えられる。実際にデジタルアーカイブ・システムのアクセス数は上昇傾向にあり、高く評価できる。 また、中期計画で掲げられた館ウェブサイトのアクセス件数を前期中期目標の最終年度(平成16年度)に比べ25%以上の増加となるように努めるという目標については、平成16年度の205,816→282,252アクセスに対し、平成2120年度は521,169287,527アクセスとなっており所期の目標を大幅に達成できたことに加えの方向にあることや、情報学研究所、岡山県立記録資料館、奈良県立図書情報館のデータベース等とも横断検索が可能な仕組みを構築したことも評価したい。 (B委員) 目標数値等を達成しており、積極的にデジタルアーカイブ化を推進しており評価できる。 (C委員) 公文書館の新しいあり方を示すデジタルアーカイブ化の推進を精力的に進めたことは高く評価できる。 (D委員) 平成17年「国立公文書館デジタルアーカイブ」の運用開始により、中期目標を達成している。デジタルアーカイブシステムの利便性を高めるための努力も積極的に行われており、アクセス数も順調に増加していることがうかがわれる。
--	---

	⑤保存及び利用に関する研修の実施その他の措置 国及び地方公共団体の職員を対象として、歴史公文書等の保存及び利用に関する各種研修を行った。毎年、中期計画に定めた年間延べ研修日数30日程度、延べ受講者数100名程度、については達成されている。 また、受講希望者の大幅増に対応した外部会場の確保や日程の工夫(平成19～21年度、平成20年度)、政府の公文書管理に関する検討を踏まえた、各府省の現用文書担当職員の一部受講受入れ(平成20年度、平成21年度)に加え、平成21年度には、公文書管理法の施行を見据えて、独立行政法人等の法人文書管理担当職員にも対象を拡げるなど、柔軟な対応が行われており、高く評価できる。 専門職員養成の強化方策については、毎年、人材養成等のためのプロジェクトチームにおいて検討を行い、検討結果を随時研修内容に反映させるなど、精力的な対応が行われた。 (C委員) 各種の研修会を準備し円滑に実施するとともに、国及び地方から多くの参加者を見ていることは高く評価できる。 (D委員) 法律施行に向け、研修内容やメニューを毎年度充実させながら、質の高い研修を提供してきたことが評価される。現場の行政職員に向けての説明会やパンフレットの配布による啓発活動も重要なものであったと考えられる。 ⑥利用者の利便性向上のための所在情報の提供 館及び宮内庁書陵部、防衛省防衛研究所図書館、外務省外交史料館、国立国会図書館、衆議院憲政記念館及び最高裁判所事務総局の7機関で構成される「歴史公文書等所在情報ネットワーク連絡会議」を毎年3回開催し、所蔵資料の情報の把握共有に努めた。ほかに、館・宮内庁書陵部、外交史料館、防衛研究所図書館、国会図書館の5機関の所在情報の提供や紹介を行う、中高生向けの歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」を平成18年度に立ち上げ、地道な改善を図ってきたことで、平成21年度には前年度比36%のアクセス件数増加(約37万件)に結びついたことは評価できる。 (C委員) ネットワーク化により利便性が向上したことは評価できる。また、「ぶん蔵」によって利用者の年齢層を広げたことも評価に値する。 (D委員) インターネットを通じた利用について、サイトの更新・拡充、システム改良などによる絶え間ない努力が行われている。館における公開についても、目録の拡充等による努力が行われている。利用者アンケートを業務運営に反映させるなど、利便性向上についての利用者の意見反映活動も活発である。 ⑦国際的な公文書館活動への参加・貢献 館がICA(国際公文書館会議)やEASTICA(同東アジア地域支部)、CITRA(国際公文書館円卓会議)に積極的に参画し、国際的な公文書館活動に取り組んできたことは評価できる。特に、平成17年度に館長がICA副会長に就任し、ICAの財政再建に貢献したことや、任期満了後の平成20年度に館長がICAフェローに選出されたこと、また平成18年度にICA執行委員会、平成19年度にはEASTICAを東京で開催したことや、平成20年度のマレーシアでのICA年次総会に日本から40名の参加を実現したことは、国際的な公文書館活動において、日本のプレゼンスを大いに高めたものとして、大変評価できる。 また諸外国公文書館との相互訪問や、文献の交換など国際交流も積極的に行われたほか、平成17年度にアフガニスタン国立公文書館から職員を受け入れて保存修復研修を行ったことや、平成20年度にオマーン国立公文書館建設に向けて協力関係を結んだことや、インドネシアのアチェ州に職員を派遣して修復技術の指導を行ったことなどは、国際貢献として評価できる。 (C委員) 公文書館活動の面でも我が国の国際的な地位に相応しい参加・貢献ができたことは高く評価するに相応しい。 (D委員) 毎年度精力的に国際的な活動に参加・貢献することにより、日本のプレゼンスを大きく高めたと評価される。
--	--

	⑧調査研究 館長以下本館役職員、つくば分館職員及びアジ歴職員が参加する研究連絡会議を毎年12回開催し、役職員の資質向上に努めたほか、内閣文庫所蔵資料の一般への紹介や、研究紀要「北の丸」の充実に努めたことは評価できる。また、平成19年度から、内閣府の中間書庫パイロット事業への協力を進めたことは、将来の国立公文書館の機能強化に向けて意義ある取組であったと考えられる。 このほか、毎年、諸外国の国立公文書館の現状や制度の状況等の情報収集・調査に努め、政府の有識者会議や公文書等の管理に関する法律の立案作業にあたり提供・活用できたことは、館の地道な調査研究の成果が表れたものと評価できる。 新たな体制や課題に向けた調査研究への取組は評価できるが、日常的な調査研究が、館の知的財産として確実に蓄積されているかどうかの検証は、今後の課題である。 (C委員) 新しい分野に関する調査研究に取り組んでいることは評価できるが、日常的で地道な調査研究が館の知的財産として確実に蓄積されているかどうかの検証は今後の課題である。 (D委員) 研究連絡会議の開催、研究紀要「北の丸」の充実、職員の研修への派遣など、調査研究活動を精力的に行っていることがうかがわれる。
(2) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	①アジア歴史資料データベースの構築 毎年、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所から必要な画像提供を受け、これらの目録データの作成や画像変換作業を行い、一般公開を行っている。この結果、平成2120年度末現在で2,0054,762万画像の公開を達成したことは高く評価できる。また、この間、中期計画に掲げられている受入れから1年以内の公開について毎年達成していることも評価できる。 (B委員) 目標を上回る実績を達成しており、その真摯な取り組みは高く評価できる。 (C委員) 所期の目標以上のデータベースが構築され、内外から高い評価を得ていることは喜ばしい限りである。 (D委員) 国立公文書館、外務省外交資料館、防衛省防衛研究所から提供を受けた画像データにつき、一般公開を行うことにより国民への提供を行ったことが評価される。受入から1年以内に公開という目標も毎年達成している。 ②アジア歴史資料センターの広報 スポンサーサイト広告等を効果的に行うことにより、アジ歴サイトへのアクセス数の増加につなげていることは評価できる。また、タイアップ広告(平成19～21年度、平成20年度)や、公募によるアジア歴史資料センターロゴマークの作製(平成20年度)など、積極的に外部の者をアジ歴の活動に取り込んでいく方策を取っていることは、望ましい方向であると考えられる。 また、毎年、学校教育現場や研究機関等において積極的なPRを行っていることや、中国、韓国、欧米等の関係機関や大学を積極的に訪問し、PRを行っていることは、アジア歴史資料センターの利用者の裾野を広げていくものであり、高く評価したい。資料公開のための特別展の開催にも各年度工夫が見られる。 ③アジア歴史資料の所在の把握等、利便性向上のための方策 平成18年度から、国内の関係機関(大学、地方図書館等)が保管するアジア歴史資料について、その内容や所在等の調査を行い、その結果をウェブサイトで公表していることは高く評価できる。 さらに、平成21年度には、若者年層のニーズも踏まえ、検索頻度の高い歴史的テーマに関する資料を提供する「アジ歴トピックス」を公開したことは、また、モニターアンケートも活用したながら、要望調査やデータベースの精度向上に向けた地道な努力とあいまって、が行われていることは大いに評価できる。 (B委員) 利用者拡大のための諸策が講じられており評価できる。 (C委員) あらゆる方策が講じられておりアクセス数の増加につながっていることは高く評価できる。 (D委員) アジ歴サイトの拡充のみならず、学校教育現場や研究機関等外部における活動を通じて、利用者層の拡大をはかっている姿勢は大きく評価される。

	3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	①予算、決算について いずれの年度も、適切に処理されてきている。 (B委員) 毎年、特に問題となる事項はなく妥当と認められる。 (C委員) 適切に処理されている。 (D委員) いずれの年度においても適切に処理されている。 ②短期借入金について 該当なし ③剰余金について 剰余金については、平成21年度(中期計画期間最終年度)の決算において通則法等の規定により国庫へ返還されている。 (B委員) 特に問題となる事項はなく妥当と認められる。 (C委員) 適切に処理されている。 ④その他 独立行政法人国立公文書館の業務は、本来的に自己収入が見込めない性質のものであるが、所蔵する公文書のうちから視覚的に興味を引きそうなものを活用して、ポストカードブック(平成19年度)、一筆箋(平成20年度)、絵はがき(平成21年度)などを販売用に作成し、自己収入の増に向けて取り組んでいることは評価できる。
	4. 人事に関する事項	館の機能の充実強化のため、また、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に向けて、本中期目標期間中に、理事の常勤化(平成18年度～)、専門的知識・技能を有する職員の採用・配置(平成18年度・19年度・～20年度)、公文書専門員11人の採用募集(平成2120年度)が行われてきたことは評価できる。さらに、役員の交代が円滑に行われ、業務の継続性と国内外における館の地位の向上がなされたことも高く評価できる。 ただし、新制度において館に求められる機能や、増大が予想される様々な事務への対応等を考えれば、今後、抜本的な体制拡充に向けた取組の強化が必要であり、特に専門職員の処遇についてより一層の検討が求められる。 (B委員) 毎年、適切になされている。 (C委員) 役員の交代が円滑に行われ業務の継続性と国内外における館の地位の向上がなされたことは高く評価できる。職員(非常勤を含む)も限られた条件の中で館の業務運営に貢献し円滑な活動に資することが大きかったことは高く評価できる。ただし、今後の体制整備との関係では専門職員の処遇についてより一層の検討が求められる。 (D委員) 常勤職員1名の削減を実現している。有能な人材を非常勤職員という形で確保している。

評 価 項 目	評 価
Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価	
1. 業務運営の改善に関する事項	本中期目標期間においても、館役職員が一丸となって、パブリックアーカイブズビジョンに示された理念を旨として業務に取り組んできたことは評価できる。 具体例としては、随時監事監査が行われ、監事の指摘を受けて館の業務運営の改善に真摯に取り組んだことや、平成21年度には、契約における実質的な競争性確保のため、外部有識者を含む契約監視委員会による点検を実施し、「随意契約等見直し計画」を取りまとめたことは、積極的な取組として評価できる。さらに、平成18年度より幹部会を毎週開催とし、情報共有や意思決定の迅速化を図るなど、計画的かつ効率的な業務運営によって中期目標を達成できたことは評価できる。また、平成19年度以降、個人情報保護の自主的な点検・監査を行ったことや、平成20年度に「情報セキュリティポリシー」の作成など、様々な角度から館の業務の適正な遂行のための取組が行われていることも評価できる。 (B委員) 毎年、改善に対する真摯な取り組みが全般的になされている。 (C委員) 業務の拡大に伴って新たな事務・作業スペースの確保が検討されるべきであろう。 (D委員) 館の業務運営の改善に対する真摯な姿勢がうかがわれ、その取り組みも適切であったと評価できる。平成19年度以降、個人情報保護の自主的な点検・監査を行ったこと、平成20年度に「情報セキュリティポリシー」を作成するなど、個人情報保護制度の拡充もはかられている。
2. 利用実績等事業の実施に関する事項	展示会来館者へのアンケートや、館ウェブサイトでの意見コーナー、アジア歴史資料センターのモニターアンケート等により、利用者のニーズを把握に努め、随時業務に反映していることは評価できる。また、毎年度、全国公文書館長会議を開催して、地方との情報共有・連携・ネットワーク強化を図っていることも高く評価できる。このほか、館の働きかけにより、平成19年度に、館も含めた国内のアーカイブズ関係7団体による「アーカイブズ関係機関協議会」が設立されたことは、我が国内におけるアーカイブズ関係の団体が一致団結して、アーカイブズの重要性についての発信力を高めようとするものであり、高く評価できる。 このほか、平成20年度から「国際アーカイブズの日」記念講演会を行い、第1回記念講演会において日本大会アピールを発表したことも、さまざまな機会をとらえてアーカイブズの重要性を国内に周知・普及するものであり、評価できる。 (D委員) アンケート、意見コーナーなど、利用者のニーズの把握を継続的に行い、それを随時業務に反映している。毎年度、全国公文書館長会議を開催し、地方公文書館との情報共有や連携、ネットワークの強化を図っている。
3. 職員の能力開発等人事管理に関する事項	館の職員として必要な専門的知識や職務の遂行に必須な知識等を習得させるため、毎年、限られた人的資源の中で、職員を国内外の各種研修に参加させたことは評価できる。ただし、今後、専門職員の国内・海外留学等の機会導入など、さらなる資質向上に向けた取組について、検討の余地があると思われる。 (D委員) 法律施行にむけた準備期間として多忙な状況において、館職員を必要な研修に参加させるなど、努力がみられる。
4. その他	—

Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況	館長は、本中期目標期間の4か年度における「中期計画」、「年度計画」、「四半期ごとの業務執行計画」に沿った業務の計画的執行について、職員の意思疎通や方針の徹底等、高い指導力を発揮した。また、政府の有識者会議等、さまざまな場において国立公文書館の意義や、現在抱えている課題等について適切に発信してきたとともに、平成17年度からはICA副会長として、国際的な公文書館活動にも積極的に貢献し、日本の公文書館のプレゼンス向上に寄与してきた。 理事は、専門性を活かして館内において研究連絡会議を主催し、また、国内はもとより諸外国の公文書館等との交流を積極的に行うとともに、積極的に外部の講演会等に講師として出席し、公文書館制度の意義や現状に関する積極的発信を行ってきた。加えて、館の重要事項について意見を述べるなど、その職責を十分に果たしている。 なお、館長・理事ともに、館からの情報発信を積極的に行ったことにより、国立公文書館や公文書管理の社会的認知を高め、最終的には今回の公文書管理法の成立に繋げることができたと考えられる。国会審議の過程では、館長が衆参の委員会において意見を申し述べるなど、館長の適切な指導の下、法案審議を積極的に支援したほか、平成21年度における館長・理事の交代後も、公文書管理法の施行に向けた館の取組が極めて円滑に進められており、委員会として、特にこの点を大いに評価したい。 (B委員) 館長はリーダーシップを発揮し、また理事も適切に館長を補佐し、積極的かつ的確に館の運営を行っており、高く評価できる。 (C委員) 中期目標期間の途中で役員の交代が行われたが、前任者・後任者ともに館の業務運営に高い能力を示し、館をめぐる状況が激動しつつあるなかで継続性をもって円滑なかじ取りを行なっていることは高く評価すべきである。 (D委員) 館長・理事ともに、館からの情報発信を積極的に行っている。また、海外や国内関係機関へ出向くことを通じ、公文書館制度の意義や現状に関する積極的な情報発信活動を行っていることが評価される。
◎ 総合評価(業務実績全体の評価)	平成17年度から平成2120年度までのこの54年間においては、全体として計画に即した、あるいはそれを上回る真摯な取組が適切に実行されてきた。この結果、国立公文書館とはどのような組織であるべきなのか、暗黙知が蓄積され、いわば館の「かたち」が形成されたと言ってよい。 受入、保存、利用など、館の基本業務の面で着実な成果が上がっていることとともに、電子公文書システム開始に向けた取組、デジタルアーカイブの推進といった、時代に即した取組や、国内外との連携協力、国際的公文書館活動への貢献も進められており、アーカイブズ界全体の向上に大きく寄与したことを評価したい。 なお、今後、公文書管理法の施行を見通した取組がさらに必要となってくることが予想され、既に専門家職員を確保・育成するための公文書専門員11名の新規採用や、司法府との「移管の定め」の締結、中間書庫システムの検討といった、公文書管理法の施行を見通した新たな取組も着実に進んでいるが、わが国全体の公文書管理制度をさらに前進させるためにも、十分な人員体制の整備に早急に着手されることを期待したい。 (B委員) 業務実績全体として、中期計画に即した、あるいはそれを上回る真摯な取り組みが適切に実行されてきたことは高い評価を与えることができる。 (C委員) 業務運営の効率化・スリム化の要求と公文書管理法成立に伴う体制整備という二律背反する困難な課題を高次元において解決し所期の目標をあらゆる面で達成したことは、高く評価されるべきであろう。今後は新たな公文書管理法体制の円滑な運用へ向けてかつ、館の日常的な業務運営の着実な遂行を図りつつ、我が国の中央公文書館としての位置をより一層高めていくことに期待したい。 (D委員) 公文書管理法の制定という大きな状況変化のなか、その準備に向けた体制作り、館が一丸となって熱心に取り組んだことが、うかがわれる。本中期目標期間中に、司法文書移管を実現したことは我が国の公文書管理制度において大きな前進である。館によるデジタルアーカイブシステムの構築をはじめ、文書保存環境の改善や文書管理に関する研究の推進等、館の行っている取り組みは、我が国全体の公文書管理制度を前進させ、関係各機関の動きを大きく牽引するものとして評価される。